徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第４１号　令和元年７月３日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
２０５	県営土地改良事業の変更計画を定めた件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
２０６	土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった件	同

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
１６※	徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示	
１７※	徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示	
１８※	政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示	

徳島県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和元年七月三日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　地区名

池田地区

二　事業名

県営土地改良事業（基幹農道整備事業）

三　縦覧期間

令和元年七月十六日から

令和元年八月十三日まで

四　縦覧場所

三好市役所

徳島県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第一項の規定に基づき土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月三日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

土地改良事業を行う者	地区名	工事の完了年月日
那賀町	牛輪地区	平成三十一年三月二十七日

徳島県選挙管理委員会告示第十六号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長　芝　山　日　出　髙

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を「令和」に、「平成」を「令和」に改める。

附　則

1　この告示は、令和元年七月三日から施行する。

2　改正後の別記第七号様式の規定の適用については、この規程の施行の際現に交付されている証票で有効期間内のものについては、なお従前の例による。

徳島県選挙管理委員会告示第十七号

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長　芝　山　日　出　髙

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙事務処理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を「令和」に、「平成」を「令和」に改める。

附　則

この告示は、令和元年七月三日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長　芝　山　日　出　髙

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年徳島県選挙管理委員会告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を「令和」に改める。

附　則

この告示は、令和元年七月三日から施行する。